

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和5年度第3回登米市農業委員会総会			
開催日時	令和5年6月26日（月） 午後1時30分 開会 午後2時26分閉会			
開催場所	中田庁舎3階 旧議場			
議長の名氏	高橋 清範 会長			
出席者 （委員） の氏名	1番 岩 淵 勉 2番 佐々木 まき子 3番 櫻 井 利 光 4番 菅 原 浩 之 5番 田 島 幹 雄 6番 阿 部 晃 徳 7番 柴 崎 専 一 8番 佐 藤 瑛 彦 9番 鈴 木 巖 10番 佐 藤 幸 治 11番 松 野 秀 郎 12番 阿 部 静 男 13番 鈴 木 泰 子 14番 浅 野 和 宏 15番 五十嵐 幸 喜 16番 尾 張 勝 17番 芳 村 忠 市 18番 三 塚 芳 毅 19番 芳 賀 秀 二 20番 小野寺 義 幸 21番 佐 藤 久 順 22番 上 野 栄 公 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範 （ は欠席委員、は遅参委員、は早退委員）			
事務局職員 職 氏 名	説明員：農業委員会事務局 事務局次長 佐々木 祐也、局長補佐 長谷 勝、農地管理係 主幹兼係長 園田 孝史、主幹 佐藤 聡、主査 千葉 貴行、主事 千葉 隆瑛 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 園田 孝史			
議 題	報告第8号 農地法第18条第6項の規定による届け出について 報告第9号 農地の現状変更届出について 報告第10号 買受適格証明願に伴う農地法第3条の規定による許可申請の許可について 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第19号 非農地証明願について 議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第21号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第22号 登米市農業委員会規程の一部を改正する訓令の施行について 議案第23号 登米市農業委員会特別委員会の運営に関する規程の一部を改正する訓令の施行について			

	議案第 24 号 登米市農業委員会運営会議の運営に関する規程の一部を改正する訓令の施行について 議案第 25 号 登米市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する告示の施行について 議案第 26 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
会 議 結 果	報告第 8 号 議案書のとおり報告した。 報告第 9 号 議案書のとおり報告した。 報告第 10 号 議案書のとおり報告した。 議案第 16 号 原案のとおり決定した。 議案第 17 号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第 18 号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第 19 号 原案のとおり決定した。 議案第 20 号 原案のとおり決定した。 議案第 21 号 原案のとおり決定した。 議案第 22 号 原案のとおり決定した。 議案第 23 号 原案のとおり決定した。 議案第 24 号 原案のとおり決定した。 議案第 25 号 原案のとおり決定した。 議案第 26 号 原案のとおり決定した。
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	令和 5 年度第 3 回登米市農業委員会総会資料 ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 報告第 1 号資料（令和 4 年度登米市農業委員会事業報告） ・ 農地法第 3 条調査書
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、3 番 佐々木まき子 委員、3 番 櫻井利光 委員を指名します。
議長	日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》

議長	異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。
議長	日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第 4、報告第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 8 号を終わります。
議長	日程第 5、報告第 9 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 9 号を終わります。
議長	日程第 6、報告第 10 号「買受適格証明願に伴う農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 10 号を終わります。
議長	日程第 7、議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》

議長	説明が終わりました。 次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。 なお、進行番号５番については、私が担当委員になっており、支障ありません。 進行番号２番について、６番 阿部 晃徳 委員 《支障なしの声を確認》 進行番号３番について、１７番 芳村 忠市 委員 《支障なしの声を確認》 進行番号４番について、１４番 浅野 和宏 委員 《支障なしの声を確認》 進行番号５番から７番について、２３番 門馬 一郎 委員 いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。
議長	質疑はございませんか。
議長	《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。
議長	これで質疑を終わります。
議長	これから議案第１６号を採決します。
議長	お諮りします。
議長	本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
議長	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。
議長	よって、議案第１６号「農地法第３条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	次に、日程第８、議案第１７号「農地法第４条の規定による許可申請に対する

	意見の決定について」、さらに、日程第 9、議案第 18 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本議案に係る申請は、第 4 条申請が 2 件、第 5 条申請が 7 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 4 条第 6 項各号及び農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 はじめに、第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。
議長	18 番 三塚 芳毅 委員
18 委員	登米市農業委員会第 1 分科会に係る現地確認調査は、令和 5 年 6 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 農地法第 4 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 3 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に貸駐車場を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 4 ページから 6 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に農業用機械置場を整備するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、農業用施設を設置するものであり、転用における周囲への影響)も見受けられず、転用の要件は満たされております。 また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。 農地法第 5 条の進行番号 4 番については、別紙議案説明資料 16 ページから 18 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種

	農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号5番、6番については、については、別紙議案説明資料19ページから21ページ、22ページから24ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に貸資材置場の整備をするもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。 また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和5年6月26日 現地調査委員 14番 浅野 和宏 委員 17番 芳村 忠市 委員 18番 三塚 芳毅 委員
議長	次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。
8番委員	登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和5年6月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 進行番号8番、11番については、別紙議案説明資料28ページから30ページ、37ページから39ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号9番については、別紙議案説明資料31ページから33ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号10番については、別紙議案説明資料34ページから36ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

	以上のとおり報告します。 令和5年6月26日 現地調査委員 9番 鈴木 巖 委員 13番 鈴木 泰子 委員 12番 阿部 静男 委員
議長	調査報告が終わりました。
議長	これより、議案第17号、議案第18号について、一括して質疑を行います。 質疑はございませんか。 無ければ、これで質疑を終わります。 《質疑なしの声を確認》
議長	これから議案第17号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当と決定することに、ご異議ありませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当と決定し、知事に送付します。
議長	次に、議案第18号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当と決定することに、ご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当と決定し、知事に送付します。
議長	次に、日程第10 議案第19号「非農地証明願について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。 《事務局説明》

議長	本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。
議長	これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第19号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第19号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。
議長	日程第11、議案第20号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
議長	本案件について、所有権移転の進行番号3番、9番、一括方式の進行番号93番、94番が委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当(がいとう)します。 したがいまして、審議の進め方を、「委員に関する案件」と「委員に関する案件以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定しました。
議長	はじめに「委員に関する案件」の所有権移転、進行番号3番について審議に入

	ります。 本案件は、８番佐藤瑛彦委員に関する案件であり、同委員の退場を求めます。 《退場を確認》
議長	それでは、事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから所有権移転、進行番号３番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。よって、議案第２０号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転、進行番号３番は原案のとおり決定しました。
議長	８番佐藤瑛彦委員 の入場を許可します。 《着席を確認》
議長	次に、「委員に関する案件」所有権移転の進行番号９番についての審議に入ります。

議長	本案件は、11 番松野秀郎委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。 《退場を確認》
議長	それでは、事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから利用権設定の進行番号 9 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 9 番は原案のとおり決定しました。
議長	11 番松野秀郎委員の入場を許可します。 《着席を確認》
議長	次に、「委員に関する案件」一括方式の進行番号 93 番、94 番についての審議に入ります。

議長	本案件は、4 番菅原浩之委員に関する案件であり、同委員の退場を求めます。 《退場を確認》
議長	それでは、事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 20 号の一括方式の進行番号 93 番、94 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、一括方式の進行番号 93 番、94 番は原案のとおり決定しました。
議長	4 番菅原浩之委員の入場を許可します。 《着席を確認》
議長	次に、「委員に関する案件」利用権設定の進行番号 4 番についての審議に入ります。

議長	本案件は、6 番阿部晃徳委員に関する案件であり、同委員の退場を求めます。 《退場を確認》
議長	それでは、事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
議長	《質疑なしの声を確認》 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 20 号の利用権設定の進行番号 4 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 4 番は原案のとおり決定しました。
議長	6 番阿部晃徳委員の入場を許可します。 《着席を確認》
議長	次に、「委員に関する案件以外の案件」について説明を求めます。
議長	事務局から説明を求めます。

事務局	《事務局説明》 本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第20号の「委員に関する案件以外の案件」について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第20号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件以外の案件」については原案のとおり決定しました。
議長	次に、議案21号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」について審議に入ります。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	この案件につきましては、令和4年度の農地利用状況調査で6判定（山林原野化）と判定された農地を、さらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地の判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。 非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになり

	ます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。
議長	これから議案 21 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 21 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は原案のとおり非農地として決定することにいたしました。
議長	次に、日程第 13 議案第 22 号「登米市農業委員会規程の一部を改正する訓令の施行について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。
議長	これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 《質疑なしの声確認》
議長	質疑なしと認めます。
議長	これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 22 号を採決します。

	お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 22 号「登米市農業委員会規程の一部を改正する訓令の施行について」は原案のとおり決定しました。
議長	次に、日程第 14 議案第 23 号「登米市農業委員会特別委員会の運営に関する規程の一部を改正する訓令の施行について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。
議長	これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 《質疑なしの声確認》
議長	質疑なしと認めます。
議長	これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 23 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 23 号「登米市農業委員会特別委員会の運営に関する規程の一部を改正する訓令の施行について」は原案のとおり決定しました。
議長	次に、日程第 15 議案第 24 号「登米市農業委員会運営会議の運営に関する規程の一部を改正する訓令の施行について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。

	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。
議長	これより質疑を行います。 質疑はありませんか。
	《質疑なしの声確認》
議長	質疑なしと認めます。
議長	これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 24 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 24 号「登米市農業委員会運営会議の運営に関する規程の一部を改正する訓令の施行について」は原案のとおり決定しました。
議長	次に、日程第 16 議案第 25 号「登米市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する告示の施行について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。
議長	これより質疑を行います。 質疑はありませんか。
	《質疑なしの声確認》
議長	質疑なしと認めます。
議長	これで質疑を終わります。

議長	これから議案第 25 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 25 号「登米市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する告示の施行について」は原案のとおり決定しました。
議長	次に、日程第 17 議案第 26 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。
議長	これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 《質疑なしの声確認》
議長	質疑なしと認めます。
議長	これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 26 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 26 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

議長	これで、令和5年度第3回登米市農業委員会総会を閉じます。
----	------------------------------

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和5年6月25日

議長(会長) 高橋 清 範

議事録署名人 2番 佐々木 まき子

議事録署名人 3番 櫻井 利 光